

再生可能エネルギーの主力電源化について

2026年2月3日
資源エネルギー庁

本日御議論いただきたい事項

- 再エネの「主力電源化」とは、発電量において再エネが電源構成の相当割合を占めることのみを目指すものではなく、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになるとともに、一般の発電事業と同様、発電計画を策定し、電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を行う電源となるなど、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すもの。こうした課題意識のもと、本小委員会では、2024年11月に「再エネ主力電源化アクションプラン」をとりまとめたところ。

＜太陽光発電における支援の重点化について＞

- 第77回（2025年11月12日）の本小委員会では、各電源における自立化に向けた進捗や技術動向等を踏まえた今後の支援のあり方について御議論いただいた。かかる議論も踏まえ、第110回の調達価格等算定委員会（2026年1月7日）では、太陽光発電の今後の支援のあり方に関して、2027年度以降、事業用太陽光発電（地上設置）はFIT/FIP制度による新規支援の対象外とし、地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電へ支援を重点化するという方向性や、その類型等については電源横断的な観点から本小委員会で検討を行うこと等が議論された。今回の本小委員会では、こうした調達価格等算定委員会での議論の状況について御報告させていただくとともに、今後の太陽光発電における支援の重点化のあり方について幅広く御議論いただきたい。

＜再エネ主力電源化アクションプランのフォローアップ＞

- 「再エネ主力電源化アクションプラン」のうち、FIP制度の更なる促進に関する取組のフォローアップは第77回の本小委員会において実施済み。今回の本小委員会では、別途取り扱うこととしていた、長期安定電源化に関する関連プレーヤーの取組の進捗状況について御報告させていただくとともに、今後の施策のあり方について幅広く御議論いただきたい。

本日御議論いただきたい事項①

＜再生可能エネルギーの政策的位置づけ＞

- 我が国は、すぐに使える資源が乏しく、エネルギー供給の多くを化石燃料の輸入に依存することによる価格変動リスクや国富流出といった課題を抱えている。
- さらに、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況。
- こうした中で、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、引き続き、再エネの主力電源化を徹底し、地域共生や国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入を図る必要がある。

＜再生可能エネルギーの主力電源化＞

- ここで、再エネの「主力電源化」とは、発電量において再エネが電源構成の相当割合を占めることのみを目指すものではなく、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになるとともに、一般の発電事業と同様、発電計画を策定し、電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を行う電源となるなど、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すもの。こうした課題意識のもと、本小委員会では、昨年11月に「再エネ主力電源化アクションプラン」をとりまとめたところ。
- また、本年10月24日の調達価格等算定委員会（第105回）では、FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくことがFIT/FIP制度の前提であることを再確認するとともに、自立化に向けた進歩を踏まえた支援のあり方や、足下のコストデータが上昇している電源も現れている状況を踏まえたFIT/FIP制度における価格設定のあり方について、議論が行われた。

本日御議論いただきたい事項②

＜今後の支援のあり方に関する論点＞

- 前ページのとおり、再エネの「主力電源化」とは、FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになる等、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すものであり、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指すこと、すなわち自立化の進捗を踏まえた電源ごとのFIT/FIP制度における支援のあり方についても検討を行ってきたところ。
- 特に、FIT/FIP制度における支援対象区分に関する論点は、再エネ特措法第二条の二及び第三条に基づく意見聴取事項として調達価格等算定委員会において審議が行われているところであるが、再エネの主力電源化について電源横断的に御審議いただく本小委員会においても、各電源における自立化に向けた進捗や技術動向等を踏まえた今後の支援のあり方について御議論いただきたい。
- なお、こうした自立化に向けた進捗に加え、再エネ導入拡大と国民負担抑制のバランスを踏まえた支援の方向性として、ペロブスカイト太陽電池等の新技術への支援を含め、今後の再エネ政策における支援の是非や重点化についても御議論いただきたい。

＜再エネ主力電源化アクションプランのフォローアップ＞

- FIP制度の更なる活用促進に向けた「再エネ主力電源化アクションプラン」の進捗状況を踏まえ、今後の政策の在り方について幅広く御議論いただきたい。

(※) なお、「再エネ主力電源化アクションプラン」のうち、長期安定電源化に関する関連プレイヤーの取組の進捗状況については、今後の本小委員会において、別途取り扱うこととしたい。

(参考) 再エネ主力電源化アクションプラン

第71回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2024年11月28日）資料1より抜粋

再エネ主力電源化アクションプラン（案）

- 再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、最大限の導入に取り組んでいる。第5次エネルギー基本計画（2018年7月閣議決定）において、初めて再生可能エネルギーの「主力電源化」が掲げられており、直近の再エネ比率（2023年度）は23%となるなど、我が国においても着実に導入が進展してきた。
- 今後とも、関係省庁が連携して施策を強化し、更なる再エネ導入拡大に取り組んでいくが、「主力電源化」とは、発電量において再生可能エネルギーが電源構成の相当割合を占めることが目指すものではない。
- 現在の我が国の再エネ電源（大規模水力を除く。）は、FIT制度の適用を受けているものが大半を占める。すなわち、これらの電源は、①電気の需要家による再エネ賦課金の国民負担により成り立っており、また、②一般の発電事業とは異なり、発電計画の策定等が免除されるなど、電力市場への統合の観点から課題がある。
- この中で、「主力電源化」とは、①FIT/FIP制度等の政策支援から自立して導入が進むようになるとともに、②一般の発電事業と同様、発電計画を策定し、電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を行う電源となるなど、量のみならず、質においても、再エネ電源が高度に進化していくことを目指すものである。
- これまで、本小委員会では、次の論点について検討を重ねてきた。
 - **再生可能エネルギーの長期安定電源化**
国民負担による支援を受けた再エネ電源（特に太陽光発電）が、FIT/FIP期間の終了後も、50年、更には100年という長期にわたって稼働し、社会に根差した電源として定着することで、主力電源化に繋がる。
 - **FIP制度の更なる活用**
FIP制度は、FIT/FIP制度によらない再エネ導入への過渡的な制度として、再エネ発電事業者に対し、発電計画の策定や電力市場の需給（価格シグナル）に応じた供給を促すものであり、主力電源化に繋がる。
- 他方、これらの取組は、政策支援からの自立に向けた挑戦であり、政府が必要な事業環境整備を行うことはもちろん必要であるが、事業者団体等が旗振りながら、民間企業のビジネススペースの取組を広めていくことが何よりも重要である。こうした点を踏まえ、エネルギー基本計画の改訂の議論と併せて、本小委員会として、再エネ主力電源化に向けた関係プレーヤーの行動指針を整理し、官民等の関係者が連携して、再エネ主力電源化に向けた取組を加速していくことをしたい。

1. 太陽光発電における支援の重点化について

第77回会合でいただいた御意見

＜各電源における自立化に向けた進捗や技術動向等を踏まえた今後の支援のあり方＞

- ✓ 経済的自立に向けては、FIT/FIP制度における価格設定の在り方として、単なるコストベースで積み上げるのではなく、再エネ導入促進と国民負担の抑制の両立といった政策目標から逆算した誘導価格として設定することが望ましいと考える。
- ✓ 太陽光や風力といった変動型の再エネ電源と、水力、地熱、バイオマスなどの安定再エネ電源とでは外部コストが異なる点にも留意すべき。
- ✓ 太陽光パネルはサプライチェーンの過半を特定国に依存している。再エネ導入が進むほどエネルギー供給構造の海外依存度が高まることにならぬよう、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、コスト面のみならず技術やサプライチェーンを含め自立化できるよう政策を進めるべき。
- ✓ 今後、他の再エネ電源の普及を進めていくにあたり、国際競争力の観点から、また、安全保障上の観点も加味した産業政策を前提にした上での普及を考えるという点でのリバランスを図っていただきたい。

＜今後の再エネ政策における支援の重点化＞

- ✓ 一概にコストが高い低いではなく、電源の特性を踏まえつつ重点的に支援するところを選んで支援していくことが改めて求められていることを確認した。さらに、これまでFITからFIPへの移行にも、誘導的な仕組みを作つて促してきたことから、次は例えば地域への裨益などの再エネそのものの価値の向上というスキームを強化していただきたい。
- ✓ 再エネの地域共生について、特に太陽光においては、既に設置/建設済みの人工物や建物の屋根等に事業用の太陽光もしっかりと載せていくことに重点を置くというのが重要なのかもしれないを感じている。
- ✓ 地域共生を重視することはもちろんだが、同時に地域主導で実施される、もしくは地域住民にとっても大変裨益の大きな再エネ事業があり、例えば建築物一体型が典型的と思うが、規律の強化と併せてメリハリのある促進策を取っていく必要があると思う。

（2）2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）の取扱い（案）

58

<2027年度以降の事業用太陽光発電（地上設置）の取扱いについて>

- 第109回の本委員会においては、事業用太陽光発電（地上設置）に係る2027年度以降の取扱いについて、以下の点について方向性の確認を行った。
 - ① 技術の進展状況を考慮した際にFIT/FIP制度からの自立の時期が到来しつつある状況や、太陽光発電に係る課題や特性を踏まえた支援策の重点化の方向性を勘案した上で、支援の廃止を含めて支援の必要性について検討を行うこととし、次回以降の本委員会において、最新のコストデータを踏まえて方針を議論すること
 - ② 地域共生が図られた形で導入がされる太陽光発電への支援の重点化についても検討すること
 - ③ 加えて、2026年度の取扱いについては、既に調達価格/基準価格等が設定されており、基本的には事業者による今年度中の具体的な事業の着手が想定されることを踏まえ、事業の予見可能性に配慮する観点から、慎重な取扱いが必要となること
- その上で、足下における事業用太陽光発電（地上設置）について、最新のコストデータの動向や入札状況を踏まえて以下が確認された。
 - ① FIT制度開始以降、認定量・導入量ともに大幅に拡大してきたこと
 - ② FIT制度開始から現在にかけて、大規模のみならず全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現してきたこと。特に、足下では、競争が働き、入札上限価格を下回る落札が継続的に見られていることや、入札回によっては入札上限価格を大幅に下回る落札も見られていること
 - ③ コスト効率化に加え、PPAによる収益の確保等により、FIT/FIP制度によらない案件の形成も見られるようになってきたこと
 - ④ こうした導入拡大・コスト低減が実現している一方で、自然環境・安全・景観等の地域共生上の課題が顕在化し、いわゆる「負の外部経済性」が生じているのではないかとの指摘がなされる状況に至っていること
- 以上の点を総合的に判断し、現在支援対象区分となっている事業用太陽光発電（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とすることとしてはどうか。
- 一方で、再エネ導入拡大の観点から、例えば屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要である。電源の持つ特性やその設置形態等を踏まえ、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等について、詳細の検討は再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において電源横断的な観点から行うこととし、支援の重点化を行う対象等の2027年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方については、来年度の本委員会において検討・決定することとしてはどうか。

第110回調達価格等算定委員会における委員意見

- ✓ 2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）についてFIT/FIP制度による新規支援の対象外とすることに賛成。そもそもFIT/FIP制度が自立を目指していく制度であることを踏まえると、自立化可能となったことは非常に有り難いこと。事業用太陽光（地上設置）が今後も自立的に導入されていくことを期待したい。
- ✓ 事業用太陽光（地上設置）が自立的に実装可能な水準となったということは、今後を期待できる再エネ電源であるということであり、有り難いこと。価格水準を見れば、FIT/FIP制度から卒業するレベルになってきたという点はもともとあり、基本的な方向性に賛成。他方、政策的な支援が更に必要な事業類型については、どういうものがFIT/FIP制度による支援が必要なのか、なぜ支援が必要なのかということを含めて、事業者の声を丁寧に拾っていただきたい。
- ✓ これまで色々な問題事例があり、太陽光発電に対する目が厳しくなっているのは大変残念なこと。まだまだ再エネの導入が十分でない中で、これからも太陽光発電は日本にとって重要であり、導入が促進されることが必要。実際に地域との共生が図られた有効な太陽光発電についての支援は今後も考えていくべきではないか。
- ✓ 今回、FIT/FIP制度から卒業するということがあったとしても、もう不要であるから冷遇するということではない以上、別の支援がこの理由だけで薄くならないよう、注視いただきたい。
- ✓ 屋根置きの太陽光については、地域共生が相対的に図られやすく外部性の問題が起きにくい電源という認識となっているが、これは今のところそうだというだけで、今後もし屋根置きの太陽光で色々な不祥事が出てくれば、当然全く違った議論になってくる。大きな問題を起こしてしまえば当然に位置づけは変わる得るということを、きちんと認識いただきたい。
- ✓ 総合的な判断の結果として、事業用太陽光（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度の新規支援の対象外とすることに賛成。これは大変な成功事例であり、コストが下がってきてFIT/FIP制度の支援から外れる段階になったということだと捉えている。他方、一部の事業者による不適切な案件、負の外部経済性ということも踏まえながら、トータルとして見た時に、このタイミングで支援対象から外すということは合理性があるという判断に賛同する。

2. 長期安定電源化に関するフォローアップ^o

再生可能エネルギーの長期安定電源化 – 再エネ100年構想

- 2030年再エネ比率36-38%を実現した上で、更に2050年カーボンニュートラルを達成していくためには、FIT/FIP制度に基づき国民負担による支援を受けて導入された既設再エネ電源が、調達期間/交付期間の終了後も長期安定的に事業を継続することが重要となる。
- 具体的には、FIT/FIP制度の下で、2012～2016年度に導入された事業用太陽光は、約2,900万kW（29GW）・約46万件。これらの電源は、2032～2036年度に調達期間/交付期間の終了を迎える。
(※) 約2,900万kWの事業用太陽光は、機械的に設備利用率15%で計算すると、年間発電量約380億kWh相当となり、現在の我が国の総発電電力量の3～4%に当たる。
- これらの事業の長期安定的な継続に向けては、事業への再投資を促しながら、長期安定電源の担い手として責任あるプレーヤーが事業を実施していくことが重要となる。
- こうした中、2024年11月の会合（第71回）では、再エネ長期安定電源化に向けて、本小委員会として、再エネ発電事業者（事業の現所有者・事業の集約先）、事業者団体、事業評価者、金融機関・保険事業者等、政府といった関係者の行動指針（アクションプラン）を取りまとめた。
- 本アクションプランに基づき、関係者が具体的な行動を取ることで、再生可能エネルギーを50年、更には100年という長期にわたって稼働する電源へと育て、社会に根差した主力電源として定着させていく。

【FIT/FIP制度における事業用太陽光の導入容量・導入件数（年度別）】

	2012/2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	…
容量	676.3万kW	836.5万kW	814.8万kW	544.4万kW	474.5万kW	490.5万kW	487.8万kW	500.1万kW	…
件数	123,597件	152,716件	115,907件	72,549件	53,337件	54,809件	49,158件	33,304件	…

2032～2036年度に調達期間/交付期間が終了
約2,900万kW（29GW）・約46万件

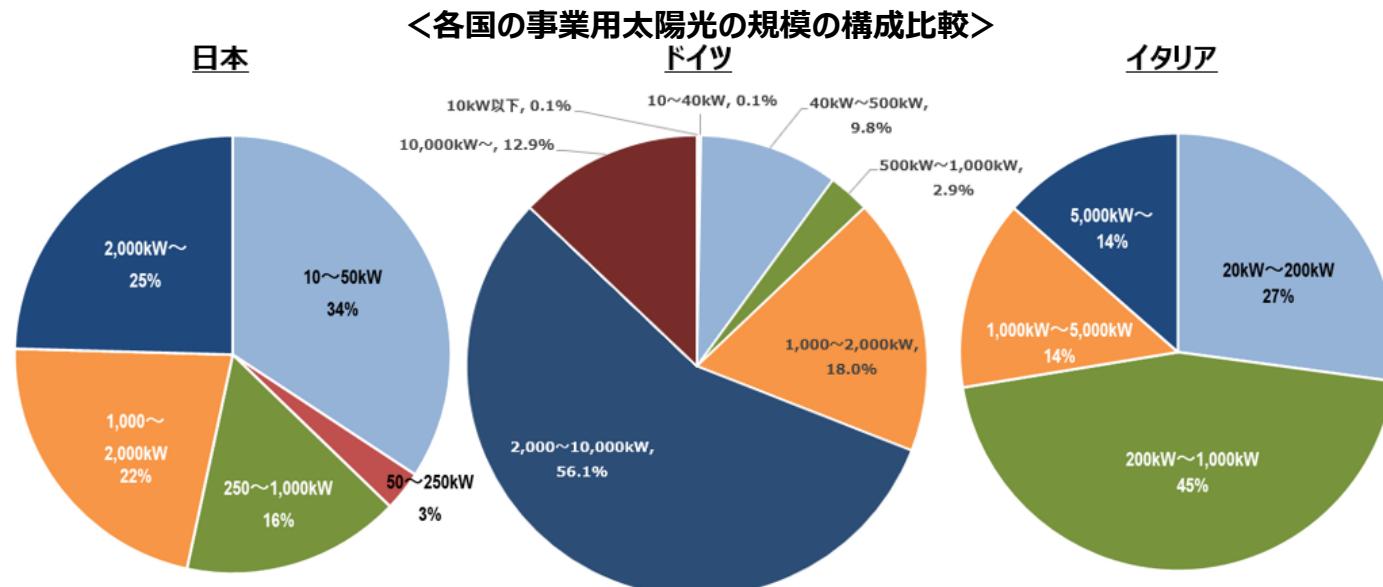
(注) 2025年3月末時点の速報値。

(参考) 我が国の大陽光発電事業の多極分散型構造

- 我が国の大陽光の特徴として、欧州と比べ、**低圧（10-50kW）の事業の割合が大きい**という特徴がある。また、**設備の所有者も分散**しており、個人が所有するものも含めて（※）、**各地に独立して様々な小規模事業が存在**している。

（※）2023年4月時点のFIT/FIP認定事業者を分析すると、低圧事業用太陽光では、個人が認定事業者であるものが57%。

- 分散型のエネルギーシステムは、**自家消費などの需給近接型での事業実施による系統負荷軽減**や**災害時のレジリエンス強化**などのメリットを有している。FIT制度では、こうした特性を活かした事業実施を促すため、2020年度以降に新規認定される低圧の事業用太陽光に**自家消費型の「地域活用要件」**を求めている。
- 他方、このような多極分散型構造は、長期電源化に向けた事業集約を図っていく上では、**デューデリジェンスを含めた取引コストの増大**や、**集約後の管理コストの増大**などに繋がるおそれもある。



※日本は2021年9月末時点の累積導入量。

※ドイツは2019年12月末時点の累積導入量（ドイツ連邦ネットワーク庁公表のEEG in Zahlen 2019のデータに対して、2019年度の地上設置の割合を乗じて推定。）。

※イタリアは2020年12月末時点での累積導入量（イタリアGSE Rapporto Statistico）。

(参考) 再エネ長期電源化に向けた事業集約に当たっての課題

【我が国の再エネ発電事業の構造的課題】

構造的課題 1：多極分散型構造

- ・ 欧州に比べて低圧(10-50kW)の事業用太陽光の件数が非常に多く、分散している。
- ・ 設備の所有者も分散しており、一者当たりの事業規模が小さい。

構造的課題 2：多様な事業主体の参入

- ・ 2012年のFIT制度導入以降、多様な事業主体が参入。地域共生上の懸念も顕在化。

構造的課題 3：長期安定稼働のノウハウ

- ・ 現所有者（売り手）において、長期安定稼働に向けた懸念がある。
- ・ 集約先（買い手）においては、長期安定的に事業継続できるノウハウが必要。

現所有者（売り手）側の課題

集約先（買い手）側の課題

【両者間での取引における課題】

- ・ 取引のマッチングが難しい。

- ・ 一件当たりの取引コスト（DD・集約化に係る手続等のコストを含む。）が大きい。

- ・ 個人が多く、事業を売却したいと考えても、買い手へのアクセスや取引の交渉などが比較的容易ではない。

- ・ 購入候補の件数が膨大で、交渉・DDが困難。
- ・ 地理的に分散しているため、管理コスト（保安規制の遵守コスト、O&M）が大きい。

【両者間での取引における課題】

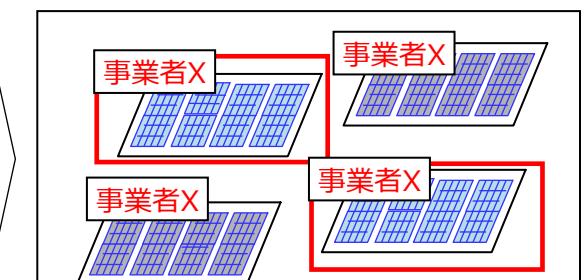
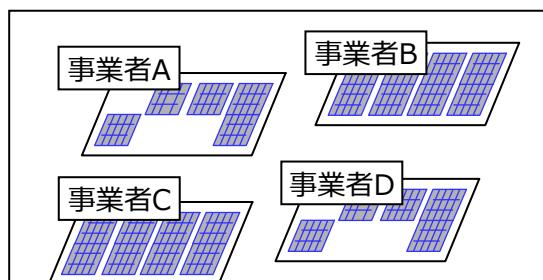
- ・ 取引・契約トラブルを回避する必要がある。

- ・ 優良案件でも適切な評価が受けられない。

- ・ 適切案件を精査するためのDDが困難。
- ・ 契約・交渉の定型化が難しく、既設設備の構造の精査等にも時間・リソースを要する。

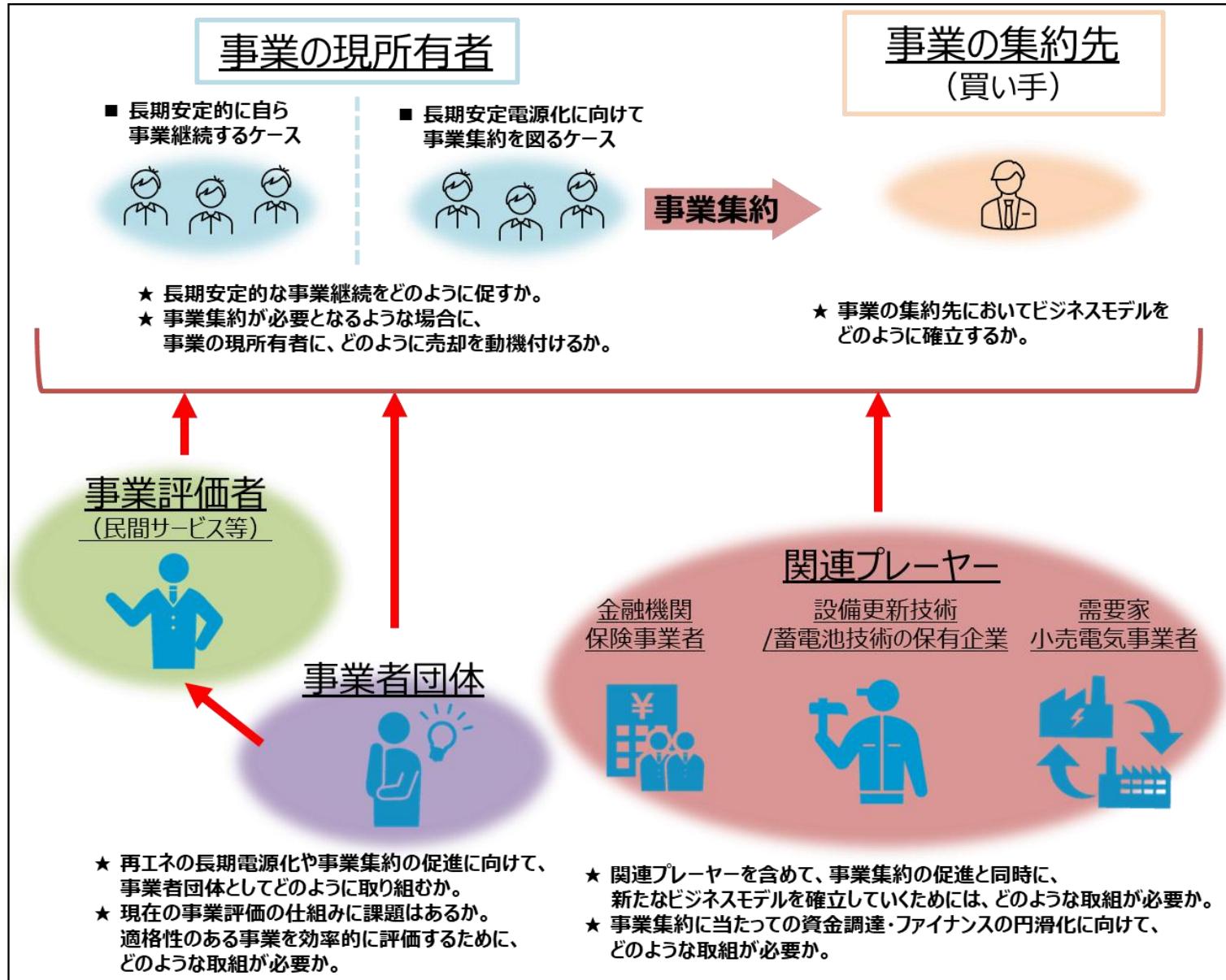
- ・ 構造的課題 1 / 2 の下で、長期安定稼働に関する懸念がある。

- ・ 長期安定的に事業継続できるノウハウ。
 - ① 地域との共生の実現
 - ② 費用効率的かつ長期安定的な事業実施
 - ③ FIT/FIP制度によらない事業実施
- ・ 関連プレーヤーを含めたビジネスモデルの確立。
- ・ 円滑な資金調達（ファイナンス）の実施。



適切に更新・増設

再エネ長期安定電源化に向けた関係者のアクションプラン（全体像）



事業者団体の取組状況

- 太陽光発電の長期安定電源化に向けては、政府が必要な事業環境整備を行うことはもちろん必要であるが、事業者団体が旗振りながら、民間企業のビジネスベースの取組を広めていくことが何よりも重要。
- 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）においては、こうした事業者団体としての役割を果たす観点から、アクションプランを踏まえ、以下の取組が行われている。

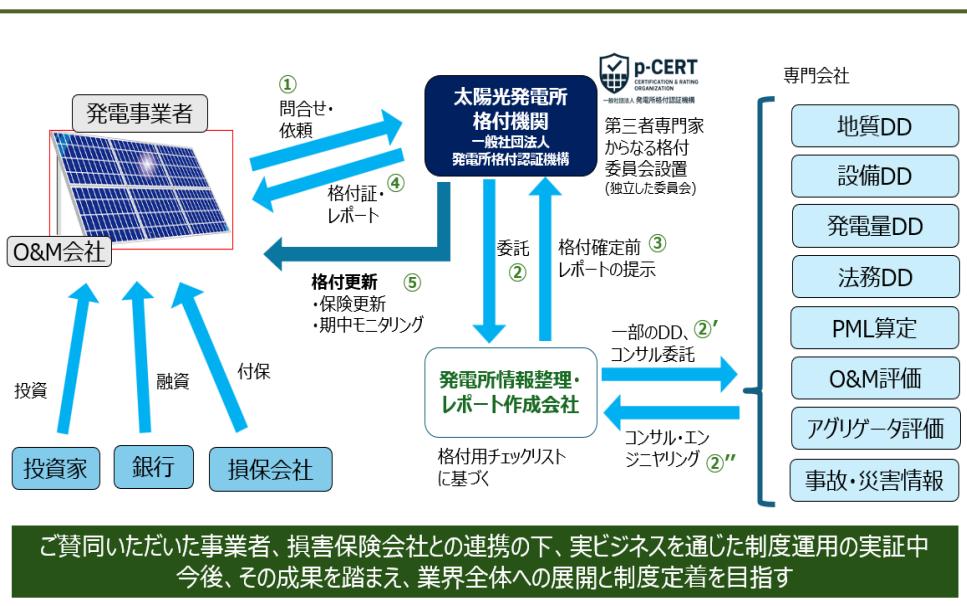
【事業者団体の取組状況】

- 業界団体としての自主的な行動理念・行動原則である「『地域との共生・自然環境配慮』を基本とした太陽光発電の健全な普及を目指して」を策定・公表。関連プレーヤーの理解醸成のためのベストプラクティス紹介など、シンポジウムやセミナー、外部講演などを通じた啓蒙活動を継続的に実施。
- 長期安定電源化に向けた発電事業者の取組に活用できるよう、JPEA HP上の関連情報を整理の上、「事業者の計画立案、方針策定のための情報」ページを新たに設置。また、成功事例の情報も順次掲載。
- 事業の売手と買手のマッチングを促進するため、マッチングサービス等を提供する事業者の一般募集を実施。応募のあった事業者のうち、掲載要件を満たす事業者の情報をJPEA HP上に掲載（現在7社）。
- 盗難リスクや保険加入に資する自然災害リスク等を検討する緊急タスクフォースを設置。発電事業者向けに、自然災害や盗難被害への重要・有効な対策を整理した「リスク対策チェックシート」及び「災害・盗難対策ガイドライン」を策定・公表。今後、統一的な事業評価基準の高度化に向け、「太陽光発電事業の評価ガイド」への反映を検討（2026年3月目処）。
- 長期安定電源化を支える人材育成の観点から、養成講座の継続的な開催等を通じて、「太陽光発電事業評価技術者制度」の評価技術者や「PVマスター技術者制度」の資格者を増員。
- 太陽光発電所のセルフチェックに資する「地域との共生・共創のための太陽光発電所チェックリスト」について、調査件数の増加（総計720件→950件）や、「太陽光発電Before/After改善事例集」を新たに盛り込む等、チェックリストの内容を充実化。

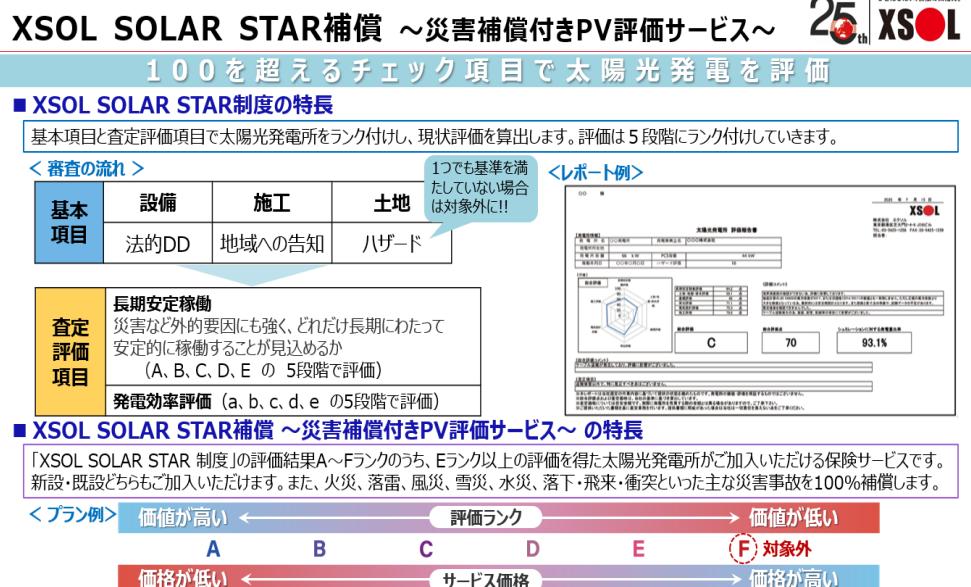
事業評価者・保険事業者の取組状況

- 長期安定電源化に向けて、事業評価者及び保険事業者は以下の役割が期待される重要なプレーヤー。
 - 事業評価者：既設再エネの評価を適切に行うことで、事業の現所有者がリパワリング等を実施する契機を与えるとともに、DDを効率化することにより事業集約を促進する。
 - 保険事業者：太陽光発電事業の事業リスク（災害・盗難等）について、その適切な引受けを行い、リスクが発現した際の事業継続性を担保する。
- 昨年6月の会合（第74回）では、特に、自然災害の増加や銅線ケーブル盗難の急増等といった昨今の太陽光発電を取り巻く状況を踏まえ、事業評価者や保険事業者等が相互の連携・協力関係を強化することで、太陽光発電業界全体として、リスク対応の好循環を生み出すことが重要である旨を確認した。
- こうした状況・議論を踏まえ、事業評価と損害保険等を組み合わせた民間ビジネスベースの新たな取組みが進みつつある。

【一般社団法人発電所格付認証機構の取組】



【株式会社エクソルの取組】



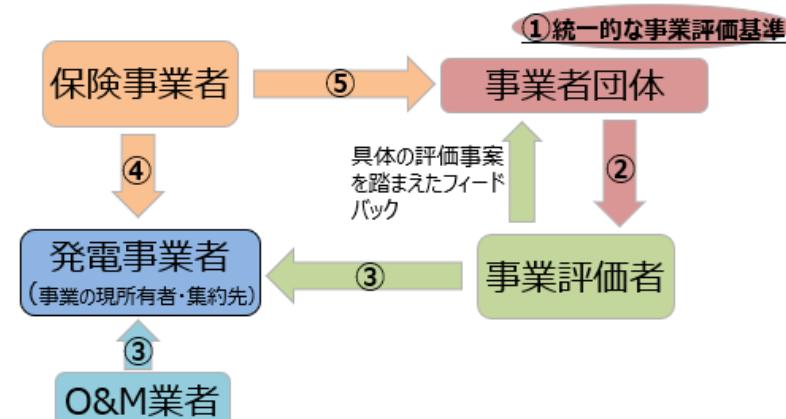
(参考) 長期安定電源化に向けた災害・盗難リスク等への対応

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2025年6月3日）資料1より抜粋

保険事業者・事業者団体等が連携した災害・盗難リスク等への対応

- 再エネの長期安定電源化に向けては、災害・盗難等の事業リスクに備え、設備の改修やメンテナンスを適切に実施するとともに、リスクが発現した際の事業継続性を担保する観点から、保険への加入が重要である。
※ FIT/FIP制度では、2020年4月より、出力10kW以上の太陽光発電設備について保険への加入を努力義務化しているが、現時点では、特に低圧事業を中心に保険加入率が低いとの指摘もある。
- 近時においては、自然災害の増加や銅線ケーブル盗難の急増等を背景に、保険料の高騰や免責金額の増加、保険の新規引受の停止といった事態も発生している。
- こうした課題の解決には、太陽光発電業界全体として、以下の好循環を生み出すことが重要と考えられる。
 - 個々の事業における災害・盗難等の事業リスクを適切に評価
 - 評価の向上に資する有効かつ効率的な対策の実施
 - 高評価の事業に対する適切な保険の引受け
- そのためには、保険事業者、事業者団体、事業評価者等の関係プレーヤーが相互の連携・協力関係を強化し、こうした好循環を生み出す民間ビジネスベースの枠組み作りを進めていくことが重要ではないか。

【関係プレイヤーの連携・協力関係のイメージ】



事業者団体（太陽光発電協会）

- 「太陽光発電事業の評価ガイド」について、保険事業者の意見も踏まえて災害・盗難リスクの評価の観点を追加し、統一的な事業評価基準として更に高度化。
- 事業評価者が策定する具体的な評価基準の信頼性を担保するため、「太陽光発電事業の評価ガイド」への準拠を確認する枠組みを創設。

事業評価者・O&M業者

- ③ 保険事業者と連携して、保険をインセンティブとした事業評価ビジネスや、評価向上に向けたコンサルティング、O&Mサービス等を提供。

保険事業者

- ④ 事業評価者と連携して、評価向上へのインセンティブ（高評価事業への保険引受条件の緩和や保険料の割引等）を提供。
- ⑤ 「太陽光発電事業の評価ガイド」について、自社の保険審査も踏まえ、統一的な事業評価基準としての高度化を支援。

政府の取組状況

- 政府においては、各プレーヤーがそれぞれの役割を果たし、事業集約促進に向けた取組が進展するよう、必要な目標設定・情報提供を行うとともに、制度的な環境整備を進めることが必要。
- こうした観点から、アクションプランを踏まえた以下の取組を順次実施している。

【政府の取組状況】

- 昨年12月の関係閣僚会議において決定した、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に記載の施策を関係省庁連携の下、速やかに実行し、太陽光発電の事業規律を一層確保していく。
- 昨年4月より、長期安定適格太陽光発電事業者の認定制度を開始。本日までに、認定要件への適合が確認された申請者3者を認定し、資源エネルギー庁HPで公表。引き続き、申請のあった事業者の審査・認定を順次行い、厳格かつ適切に制度を運用していく。
※ 適格事業者においては、自ら手がける事業のみならず、投資先の全ての事業に対しても、投資家の立場から、法令遵守や地域共生の取組を求めていくことが期待される。
- 昨年4月にFIT/FIP制度の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を改訂し、太陽光の長期安定電源化の観点から発電事業者が遵守すべき事項等を追記。
 - 調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について、具体的な計画を立案すべき旨を追加。
 - 長期安定電源化の観点からも構造計算書等の適切な管理・保管が求められる旨や、事業集約に際してはこうした必要書類を買い手に対し適切に引き継ぐことが必要となる旨を明記。
- 昨年4月に太陽光の運転費用報告（10kW以上）の内容を見直し、定期点検の実施状況に関する報告内容を精緻化とともに、調達期間/交付期間終了後の事業継続に関する計画概要の報告を追加。
※ 事業売却希望である事業者のうち、公表に同意する者については、順次、事業売却希望である旨を公表予定。
- こうした定期報告の実効性を更に担保する観点から、再三の督促にもかかわらず定期報告を全く履行しない等の特に悪質性の高い事業に対して交付金の一時停止措置を実施する等、厳格な対応を講じていく。
- 太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗難が増加している状況等を受け、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」が昨年6月に成立。犯行用具規制及び盗難の防止に関する情報の周知については、昨年9月1日に施行。警察機関と連携し、発電事業者へ盗難防止に資する情報の周知を実施している。

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与える開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

(参考)「長期安定適格太陽光発電事業者」の概要

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会
(2025年6月3日) 資料1より抜粋

- 再エネの長期安定電源化に向けて、適切な再投資等を行なながら、次世代にわたって自立的な形で、太陽光発電を社会に定着させる役割を担うことのできる責任ある太陽光発電事業者について、「長期安定適格太陽光発電事業者」として、経済産業省が認定する。2025年4月1日より認定申請を受付開始。
- 「長期安定適格太陽光発電事業者」は、多極分散構造にある太陽光発電を集約し、集約した事業を効率的に運用していくことが期待されている。この点を踏まえ、地域との共生や国民負担の抑制は大前提としつつも、事業集約や集約した事業の効率的な運用を促進するための施策を講じる。

(※) 「長期安定適格太陽光発電事業者」の認定要件や支援策については、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討する。

「長期安定適格太陽光発電事業者（適格事業者）」の概要

【適格事業者の認定要件】

- ① 地域の信頼を得られる責任ある主体であること
- ② 長期安定的な事業の実施が見込まれること
- ③ FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であること

【適格事業者への施策】

- ① FIT/FIP変更認定時の説明会等の取扱い
- ② 電気主任技術者に係る統括制度の利用拡大
- ③ パネル増設時における廃棄等費用の積立時期の取扱い
- ④ 事業売却希望者情報の先行公開

※ 再投資・事業集約化へのファイナンスや保険付保を円滑化するため、本制度の有効な活用策等について、引き続き、金融機関・保険事業者等の関係プレイヤーと対話を進めていく。

※ 適格事業者においては、子会社等を通じた出資・保有などの形態による事業実施も想定される。

このため、企業グループの親会社等に適格事業者の認定を付与する際に、①一部の要件については、その子会社等も含めて要件適合性の判定を行った上で、②子会社等も適格事業者への支援策を受けられるようにする。企業グループの判断は、再エネ特措法の「密接関係者」の定義によることとする。

(参考) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (概要)

法律の概要

1 特定金属くず※買受業に係る措置

※ 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属(銅及び政令で定める金属)により構成されている金属くず

▶ 特定金属くず買受業の届出義務 (罰則あり)

▶ 買受けの相手方の本人確認義務、当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

▶ 取引記録の作成等

・ 特定金属くずの買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録の作成・保存義務

▶ 警察への申告義務

・ 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたときの警察官への申告義務

▶ 特定金属買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

2 犯行用具の隠匿携帯の禁止

▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれが大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止 (罰則あり)

3 盗難の防止に関する情報の周知

▶ 金属盗の被害に遭うおそれが大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知

窃取された銅線ケーブル



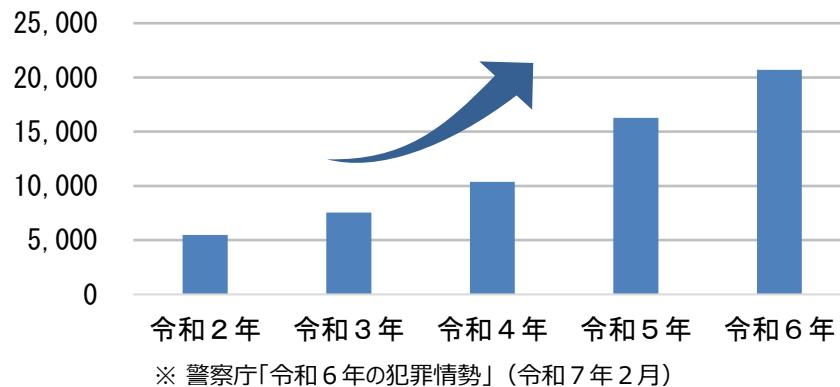
金属盗に用いられる犯行用具



警察からの情報提供の例



金属盗認知件数の推移



- ▶ 令和6年の金属盗の認知件数は令和2年の約4倍
- ▶ 令和6年の金属盗の被害額は、約140億円 (窃盗全体の約2割)
- ▶ 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の被害状況について、令和6年の認知件数は7,054件

參考資料

事業の現所有者

- 事業の現所有者について、調達期間/交付期間終了後の事業継続を見据え、定期的な設備の点検・評価・メンテナンスを促すことが重要ではないか。
- また、調達期間/交付期間終了後の事業方針に応じて、現時点から、リパワリング等の必要な対応を講じる必要がある。このためには、まずは、事業の現所有者に対して、調達期間/交付期間終了後の事業方針の策定を促すことが重要ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① 「太陽光発電事業評価技術者」などの評価技術者による既設設備の定期点検（例：3年毎）を行い、事業リスク（災害・盗難等のリスクを含む。）を適切に評価する。その結果をFIT/FIP制度に基づく定期報告により、国に対して報告する。【一定の周知等期間を置き、2025年春頃から開始】
- ② 事業の売却を行う場合に、適切に事業評価が実施できるよう、再エネ発電設備の「構造計算書」を適切に保管する。また、事業の売却の際には、「構造計算書」を買い手に対して引き継ぐ。【適時】
- ③ 調達期間/交付期間終了後の事業継続のあり方について、政府や事業者団体による周知・広報やベストプラクティスの紹介を参考として、具体的な計画を立案する。計画の概要について、FIT/FIP制度に基づく定期報告により、国に対して報告する。【一定の周知等期間を置き、2025年春頃から開始】
- ④ 事業の売却を行う場合に、政府による認定情報の公表や事業者団体が提供するマッチング機能等を活用し、長期安定電源化を図る。【認定情報の公表（2025年春頃）以降速やかに実施】

事業の集約先（買い手）

- 事業の集約先（買い手）については、適切なリパワリング・蓄電池の活用・再エネ価値を評価する需要家へのアクセス確保などを組み合わせたビジネスモデルを確立し、購入した再エネ発電事業を長期安定的に事業継続させていくことが重要ではないか。

具体的なアクション（案）

- 長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレーヤーとして、一定規模の事業集約を行うことにコミットメントを行う。
【2025年春頃から実施】
- 長期安定的な事業実施に向けて、関連プレーヤーと協業し、リパワリング技術・蓄電池の活用や、再エネ価値を評価する需要家へのアクセスなどを組み合わせたビジネスモデルを確立する。特に、再エネ発電事業開発の方針を公表している事業者は、新設の開発のみならず、既設再エネの保有に関する方針を明確化する。【適時】

事業者団体

- 事業者団体は、事業者の代表として業界内の適正取引や取引活性化への関与が求められるプレーヤーであるとともに、事業者団体の関与により取引の信頼性を高めることができる。こうした点を踏まえ、長期安定的な事業実施に向けて、事業者の行動変容を促す環境整備を行うことが必要ではないか。
- また、再エネ発電事業の事業集約などに当たっては、効果的・効率的に既存事業の評価がなされることも重要であり、事業者団体として、評価の基本的な方向性の具体化・精緻化や評価人材の育成など、適正な評価が実施される基盤整備を行うことが必要ではないか。

事業者団体（続）

具体的なアクション（案）

【再エネ発電事業者の行動変容の促進等】

- ① **事業の現所有者が、調達期間/交付期間終了後の事業継続に向けて、明確な方針を策定**できるよう、次の取組を行う。
 - ・ 事業を自己診断するためのチェックリスト（例：太陽光発電協会「地域との共生・共創のための太陽光発電所チェックリスト」）等について、**事業者の具体的な方針策定に繋がるよう必要な改善**を行う。【2024年度中】
 - ・ **現所有者の計画立案に資する情報**（例：再エネ発電設備の廃棄義務、適用される関係法令等、FIT卒業後の売電先の選定や発電計画の策定/蓄電池の活用等に関する情報等）**をHP等において公表**する。【適時】
- ② **事業の集約先（買い手）**が、長期安定的に事業を継続できるよう、**成功事例の分析・横展開**などのビジネスモデルの確立に資する情報発信を行う。【適時】
- ③ 事業の売却を検討する事業者から、事業に関する情報（設備・土地の詳細等）を収集し、事業者団体のHP等に掲載するなど、**事業者のニーズと実態を踏まえた上で、事業の売り手と買い手のマッチングを促進するための機能を提供**する。【適時】
- ④ **太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」**について、**事業評価者や民間金融機関/保険事業者の意見**を踏まえつつ、**事業リスク（災害・盗難等）を踏まえた事業者の適切な保険加入**や、**事業集約の場面における事業評価**に資するものとなるよう、**必要な具体化・精緻化**を図る。【適時】

【評価人材の育成】

- ⑤ **太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」**をはじめとする評価技術者制度について、**既設設備の定期点検や、事業集約時のDD等を行う十分な人材を確保**するため、**評価技術者としての資格を有する者の増員**を目指す。【今後具体的な目標を定めて増員を目指す】
- ⑥ 太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」の評価技術者について、**評価実績（件数）に応じたバッジ制度を導入**するとともに、**評価技術者の専門性**（例：権限・法令／土木・構造／発電設備等）**を可視化**することで、**評価の質と信頼性を確保**する。【適時】

事業評価者

- 事業評価者は、既設再エネの評価を適切に行うことで、事業の現所有者がリパワリング等を実施する契機を与えるとともに、DDを効率化することにより事業集約を促進する観点でも重要なプレーヤーである。このため、事業者団体等と連携して、提供するサービスの高度化を図っていくことが重要ではないか。

具体的なアクション（案）

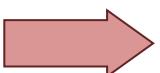
- 事業者団体が提供する評価の基本的な方向性（例：太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」）を参考しつつ、既設再エネの評価を適切に行うことができる実践的な評価基準（格付け制度）を策定し、その評価基準を用いて、評価技術者等により効率的に評価を実施する。同時に、事業者団体に対して適格な情報提供を行い、評価の基本的な方向性の具体化・精緻化に貢献する。【適時】
- 評価のユーザー（評価者による評価を受けた者、民間金融機関/保険業者等）からのフィードバック等を踏まえて提供するサービスの高度化を図るとともに、サービスに関する情報発信を積極的に行い、実践的な評価基準（格付け制度）の信頼性を高めていく。【適時】

【参考】事業者団体の「評価ガイド」と事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）の関係性

太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」※擁壁・法面の例

- 評価のポイント：擁壁・法面等に著しい異常がないこと。
- 評価方法・評価例（抜粋）：
目視により以下のような異常が発生していないことを確認する。
① 排水管以外からの地下水の流出
② 拥壁のコンクリート表面の著しいひび割れ
- 評価の判定例（抜粋）：
目視により異常が確認されたときは「指摘あり」とする。

評価の基本的な方向性を策定



事業評価者（民間事業者）が
事業者団体の「評価ガイド」を参考しつつ、
実践的な評価基準（格付け制度）を策定して評価
→具体的な評語や数値により評価



事業者（売り手/買い手）
や民間金融機関/保険事業者が活用

金融機関

- 金融機関は、事業集約の買い手が円滑に資金調達等を実現するために重要なプレーヤーであり、事業集約に要する費用（取引代金、DD、リパワリング、メンテナンス、蓄電池の設置等）に対して、効果的に融資・出資等を実施する手法を検討することが必要ではないか。

具体的なアクション（案）

- 既設の再エネ発電設備を集約しようとする買い手に対して、効果的な融資・出資等を円滑に実施する。【適時】
- ファイナンスに当たってのDDを効率化するため、事業者団体の評価の基本的な方向性や事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）について、必要なフィードバックを行った上で、融資・出資等の判断に当たって、これらの制度を有効に活用する。【2024年度中】
- 民間金融機関と協調して金融支援（例：融資・出資・債務保証等）を行い、長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレーヤーに対する民間金融機関のファイナンスを誘引する政策金融のあり方を検討する。また、事業集約に当たって必要となるDDやリパワリング等への一貫支援のあり方を検討する。【適時】

保険事業者

- 保険事業者は、再エネ発電事業に伴うリスクを引き受ける重要なプレーヤーであり、長期安定的に事業を実施するためにも、リスクを引き受けるための効果的な手法を検討することが必要ではないか。

具体的なアクション（案）

- 太陽光発電事業の事業リスク（災害・盗難等）について、太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」などを活用しながら適切に評価した上で、長期安定的に事業を実施できる再エネ発電事業者に対して、適切に保険の引受けを行う。【適時】
- 効果的な保険商品の開発に当たって、事業者団体の評価の基本的な方向性や事業評価者の実践的な評価基準（格付け制度）について、必要なフィードバックを行った上で、これらの制度を有効に活用する。【適時】

その他の関連プレーヤー

具体的なアクション（案）

【設備更新技術/蓄電池技術の保有企業】

- ① 長期安定電源化に不可欠な設備更新・リパワリング技術や蓄電池技術について、事業の買い手にサービスを提供するとともに、事業の買い手のビジネスモデルの確立に貢献する。【適時】

【需要家/小売電気事業者】

- ② 新規導入のみならず、既設再エネの長期電源化もカーボンニュートラル実現に不可欠であることを踏まえ、再生可能エネルギーの活用を評価する際に、既設再エネの評価のあり方を検討する。【適時】

【太陽光発電設備メーカー・O&M】

- ③ 再エネ発電事業者が、太陽光発電設備（パネル、架台等）の購入から時間が経過しても、適切にメンテナンス・リパワリング等が実施できるよう、再エネ発電事業者に対し、適切に製品情報やメンテナンスサービスを提供する。【適時】

【研究機関等】

- ④ 特に低圧の太陽光発電設備について、発電設備に関するDDを機械的に実施する技術手法の検討を進め、その手法の普及を促進する。【適時】

政府

- 政府は、各プレーヤーがそれぞれの役割を果たし、事業集約促進に向けた取組が進展するよう、必要な目標設定・情報提供を行うとともに、制度的な環境整備を進めることが必要ではないか。

具体的なアクション（案）

- ① 我が国全体における事業集約の目標を示し、事業集約の促進に向けた具体的なアクションプランを取りまとめる。【2024年秋頃まで】
- ② 事業の現所有者に対して、既設設備の定期点検結果や調達期間/交付期間の終了後の事業継続の計画の概要について、FIT/FIP制度に基づく定期報告により、国に対して報告を求める。また、調達期間/交付期間の終了を待たずに事業の売却を希望する者を公表する（公表に同意する者のみ）ことで、事業集約に係る取引を活性化する。【一定の周知等期間を置き、2025年春頃から開始】
- ③ 長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレーヤー（※）について、「長期安定適格太陽光発電事業者（仮称）」として認定する仕組みを導入する。認定された事業者に対しては、長期安定的に再エネ発電事業を継続できるという特性を踏まえた、制度上の事業集約促進策を検討する。【2025年春から】

（※）地域の信頼を得られる責任ある主体であること、長期安定的な事業実施が可能な体制があること、FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業の実施が可能であることなどを確認することを想定しているが、詳細の要件は今後検討する。

- ④ 事業の売却を行う際に、適切に事業評価が実施できるよう、再エネ発電設備の「構造計算書」の適切な保管を促すための方法を検討する。【適時】
- ⑤ 前掲の各プレーヤーが相互に連携し、事業集約を更に促進していくために必要な課題の洗い出しや、情報交換・意見交換を行うためのプラットフォームを提供する。【適時】